

**令和5年第2回（5月）筑紫野市議会臨時会
総務市民常任委員会**

○日 時

令和5年5月1日（月）午前10時27分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（6名）

副委員長	八 丈 一 男	委 員	横 尾 秋 洋
委 員	辻 本 美惠子	委 員	鹿 島 康 生
委 員	坂 口 勝 彦	委 員	段 下 季一郎

○欠席委員（0名）

○議長（1名）

高 原 良 視

○傍聴議員（9名）

議 員	西 村 和 子	議 員	山 本 加奈子
議 員	城 健 二	議 員	白 石 卓 也
議 員	宮 崎 吉 弘	議 員	阿 部 靖 男
議 員	原 口 政 信	議 員	前 田 倫 宏
議 員	上 村 和 男		

○一般傍聴者（3名）

○出席説明員（7名）

総務部長	嵯 峨 栄 二	財政課長	高 木 伸 泰
財政担当係長	尾 形 基 貴	財政担当主任	原 田 裕 介
市民生活部長	杉 村 真 子	税 務 課 長	石 川 純 快
市民税担当係長	渡 邊 成 祐		

○出席事務局職員（4名）

局 長	荒 金 達	課 長	大久保 泰 輔
主 査	阿 部 早 苗	主 任	本 田 潤 平

開会 午前10時27分

○副委員長（八丈一男君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

会議に先立ち申し上げます。本日の委員会は委員長が不在のため、筑紫野市議会委員会条例第9条の規定により、副委員長の私が職務を代行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の件をお諮りいたします。

9名の議員が傍聴に出席していますので、先に報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方3名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○副委員長（八丈一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さんに念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、副委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて発言いただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から、私語は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めてまいります。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただきます。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部長の杉村でございます。

議案第37号を担当しております税務課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○税務課長（石川純快君） 税務課長の石川です。よろしくお願いいたします。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） 税務課市民税担当係長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、よろしくお願いいたします。

○副委員長（八丈一男君） それでは、議案第37号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

まず、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○税務課長（石川純快君） 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書20ページ、提案内容補足説明書につきましては37ページになります。

今回の改正は、国の令和5年度税制改正により地方税法等が改正されることに伴うもので、その改正に合わせる条例改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。本日お配りしております総務市民委員会説明資料の1ページを御覧ください。

このたび道路交通法が改正され、令和5年7月1日から、いわゆる電動キックボードが特定小型原動機付自転車という新たな枠組みに区分されることになっております。それに伴い、軽自動車税については一律2,000円という地方税法等の改正が行われました。

特定小型原動機付自転車は、電動キックボードのうち、資料に示す規格を満たすものが対象となります。

これまで、電動キックボードのうち、2輪のものは2,000円、3輪のものは3,700円の課税とされてきました。このたびの改正により、2輪のものも3輪のものも電動キックボードは特定小型原動機付自転車に区分されることになり、一律2,000円の課税となります。これについては全国同様の動きとなります。

本条例改正による変更は以上になりますが、道路交通法の観点も含め、特定小型原動機付自転車と一般の原動機付自転車との違いを簡単にまとめております。

今回の改正により電動キックボードは免許不要で16歳以上が利用できることになるため、税務課としては、特定小型原動機付自転車に区分される電動キックボードの申告が増えるのではないかと想定しております。

説明は以上になります。御審議お願いいたします。

○副委員長（八丈一男君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君）　7月1日に道路交通法が改正されるということで、このキックボードが2,000円と書いてありますけど、税額の変更も7月1日からですかね。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（八丈一男君）　石川課長。

○税務課長（石川純快君）　税額の変更は令和6年度の課税分から対象となります。課税については次年度になりますが、道路交通法の改正が7月1日施行であるため、それ以降、区分の新設に伴う税務課への申告が可能となります。

以上です。

○副委員長（八丈一男君）　坂口委員。

○委員（坂口勝彦君）　これ、電動キックボードとなっているんですけども、現時点で市内には何台ぐらいあるかというのは把握されてあるんでしょうか。

○副委員長（八丈一男君）　課長。

○税務課長（石川純快君）　税法上の申請においては、原動機付自転車の種別は排気量や出力による区分等のみの把握であり、現在電動キックボードであるかどうかの判別ができないため、台数の把握は行っておりません。

以上です。

○副委員長（八丈一男君）　ほかにございませんか。

どうぞ。

○委員（辻本美恵子君）　税務課のことではないのかも分からないんですが、この原動機付自転車の規制が、特定小型と一般になるということで、規制がかなり変わるというふうに調べたところではあるんですが、例えば今日頂いた資料で、16歳以上であるとか免許が要らないとか、調べた中では歩道を走っても構わないみたいなどころがあるので、税務の取扱いは金額の変更だけですが、道路交通法上の改正部分で市の取組として、庁内で税務

課とはかの課との連携、例えば安全安心という部分で何か取組を考えられているのか。

○副委員長（八丈一男君） 石川課長。

○税務課長（石川純快君） 御指摘のとおり、電動キックボードの導入により想定される事故等も十分見当されるところです。その安全に関する対応については、関係各課と連携を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） よろしいですか。どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） さっき、現在の登録台数は分からないということで、しかし説明の中で、今後は登録が増えるかもしれないという説明もあったんですが、大体市内にこういうものを扱うところがどれぐらいあって、どういうふうが増えていくのかというのは分かるわけですか。

○副委員長（八丈一男君） 石川課長。

○税務課長（石川純快君） どれぐらい増えるかはちょっと想像で、想定もできないんですけれども、通常のバイク屋さんとか取り扱うことが可能ですので、そういったところから、16歳以上のお子さんに対する申請等、申告が増えるのではないかというふうに想定しております。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） どうぞ、辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 結果的には軽自動車税が増えてくるというふうな理解でいいですか。

○副委員長（八丈一男君） どうぞ。

○税務課長（石川純快君） 想定としては、そのようなところを考えております。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 辻本委員の関連になるんですけども、周知についてはそういったバイク屋さんなど、販売店などの事業者側が周知をしていくということでよろしいでしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 石川課長。

○税務課長（石川純快君） 当然、販売店側もされると思いますし、警察も取締りの関係で周知等はされるかと思っております。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第37号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第37号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○副委員長（八丈一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、職員の紹介をお願いいたします。

どうぞ。

○総務部長（嵯峨栄二君） 改めましておはようございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、一般会計暫定補正予算、議案第38号、電力・ガス・食料品等の物価高騰対策の事業の御説明を差し上げたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席している職員の紹介をさせていただきます。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政課財政担当係長、尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政課財政担当主任、原田でございます。

○財政担当主任（原田裕介君） 原田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いします。

○副委員長（八丈一男君） ありがとうございます。

それでは、議案第38号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、議案第38号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書の23ページをお開きください。

令和5年度筑紫野市一般会計暫定補正予算（第1号）でございますが、本補正予算につきましては、電力・ガス・食料品等の物価高騰対策に関連する予算でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,687万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億9,187万8,000円とすることとしております。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書に沿って御説明いたします。提案内容補足説明書の39ページをお開きください。あわせて、本日別途配付させていただいておりますA4の1枚の資料も併せて御覧いただければと思っております。

それでは、提案内容補足説明書の39ページでございます。中ほどに歳出予算補正の内容ということで記載しておりますが、今回補正をいたします事業内容について御説明いたします。

まず、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業についてでございます。内容としては、物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対し給付金を支給するもので、補正額は3億7,781万2,000円としております。

具体的には、住民税非課税世帯へ一律3万円を支給するもので、対象は令和5年度分の住民税非課税世帯、約1万2,000世帯を想定しております。

周知につきましては、プッシュ型で案内チラシ、確認書を送付するほか、ホームページ、広報紙、SNSなどの情報発信手段を活用する予定でございます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業でございます。内容としては、物価高騰

の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し給付金を支給するもので、補正額は1億5,274万6,000円としております。

具体的には、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や住民税非課税のひとり親以外の世帯へ、児童1人当たり一律5万円を支給するもので、対象は、ひとり親世帯の児童が1,400人、ひとり親以外の世帯の児童が1,600人、合計3,000人を想定しております。

周知については、あらかじめ判明している対象者へはプッシュ型により通知書を送付するとともに、申請が必要な方へは、ホームページ、広報紙、SNSなどの情報発信手段を活用する予定でございます。

なお、以上の2事業につきましては、全国一律の取組となっております。

次に、温泉施設等物価高騰対策事業でございます。内容としては、エネルギー価格の高騰の影響を受ける温泉施設等の事業者に対し支援金を支給するもので、補正額は1,110万円としております。

具体的には、ボイラー・ポンプ稼働費の高騰分を補助するもので、対象は、二日市温泉事業協同組合及びその他の温泉施設としております。

周知については、職員が直接訪問して手続の説明などを行う予定でございます。

なお、本事業につきましては、国が示す交付金の推奨事業メニューにおいて、公衆浴場や中小企業などに対して物価高騰対策を行う事業者支援に当たるものでございます。

次に、40ページに移りまして、学校給食物価高騰対策事業でございます。内容としては、食材費が高騰する中でも安定して給食を提供するため、給食食材費高騰相当額を助成するもので、補正額は5,522万円としております。

具体的には、保護者の負担を軽減するために、令和5年度に値上げした給食費の差額を市学校給食会へ助成するもので、対象は、小学生6,200人、中学生3,200人の令和5年度11か月分における給食費高騰分となります。

周知については、学校を通じて児童生徒の保護者へ通知する予定です。

なお、本事業については、交付金の推奨事業メニューにおいて、低所得世帯や子育て世帯などに対して物価高騰対策を行う生活者支援に当たるものでございます。

次に、歳入予算補正の内容でございます。

まず、民生費国庫補助金である子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に充当される財源でございます。

次に、総務費国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につ

いてでございます。こちらは、前述以外の事業についてこの臨時交付金を財源として実施する予定としております。

説明については以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） ありがとうございます。

それでは質問を受けたいと思いますが、事業名称ごとに質問を整理していきたいと思います。まず、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業について、御質問のある方はございませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これは生活保護者も対象でしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） お答えいたします。

こちらにつきましては非課税世帯が対象となりますので、生活保護世帯で非課税世帯となるところにつきましては対象となるものと考えております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 議案書の34ページになるんですけど、12の委託料について、この委託料というのはどのような業務をされるのでしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 本事業につきましては、住民基本台帳情報、それから課税情報、前回の非課税世帯給付金における振込口座情報などを抽出し、対象世帯の特定、確認書の作成、給付状況の管理を行う必要があるため、システム構築について委託するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかにございませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 以前の給付金と同じく、DV被害を受けた方については、これは世帯への支給ですので、別途、その世帯から分離して避難してきている方とか、そういった方が申請できるような形になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 前回同様に独立した世帯とみなしまして、住民税非課税であ

る場合は配慮した上で支給対象になるものと考えております。なお、把握している案件については個別に案内を送付する予定にしております。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の坂口委員の質問に関連するんだけど、この委託料846万9,000円で、いろいろと今までこういう様々な事業がずっと実績はあるんだけど、これを原課のほうで委託しなくてやるということはできないんですかね。それをやるということは、やっぱり委託したほうがコストが安くなるという感じになっているのか、ちょっとその点だけをお尋ねします。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 先ほどシステム構築に係る委託料と申し上げましたが、実際システム構築に係る委託と人材派遣業務に係る委託とございます。ちょっとそこは訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

システム構築に係る委託につきましては、システムの構築に対するものですので、これは致し方ないものと考えております。人材派遣業務委託につきましては、職員だけでは対応が難しいところもありますので、その人材につきまして委託をするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） その委託の仕方は、具体的にはどういうふうな形で委託するんですか。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 委託の形といいますと。もう一度、質問を伺ってもよろしいでしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 例えば委託先とか、どこどこの会社とか、そういう感じですけど。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 委託先につきましては、これから入札等をかけて業者の選定を行っていく予定でございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私も、これまでに住民税非課税世帯への支給事業は4回目か5回目ぐらいになると思うので、かなりの経験を市の中でも蓄えておられると思うんだけど、改めてシステム構築しないといけないという理由がまだはっきり分からないのと、人材派遣が647万3,000円で、会計年度任用職員が上のほうにありますね、委託じゃなくて会計年度任用職員の業務が173万1,000円で、印刷封入封緘業務だけで133万6,000円ということで、かなり分けてその金額が計上されているんだけど、それぞれの果たす役割みたいなものが明確には、先ほどの説明では分からない。さっき、一番最初で言えばパソコンを扱うというか、データの収集のところだけが説明されたような感じで、それぞれの人たちが果たす役割は、この支給事業の中でどういうことを明確に分担してされるのか。

それと、それぞれここに費用が計上されている間の予定期間というのが、いつまで、どれぐらいかかって雇用されるのかというのが分からないというか、そこをはっきりしていただくと、これだけの事務経費が必要なのだというのが分かるかなということです。

歳入については後でまたお尋ねしようと思ったんですけども、まずはこれだけ、人材派遣と会計年度任用職員と印刷封入封緘業務の委託、ここまでの業務の分担の仕方と、それぞれの雇用期間を明確にさせていただけないかと。まずは一つですね。

ついでに言っておけばいいですかね。

○副委員長（八丈一男君） はい、どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） ○A機器借上料の内容、これも従来の庁舎内の○A機器では不十分なのかどうかということをお尋ねします。

○副委員長（八丈一男君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） お答えいたします。

まず、会計年度任用職員、それから人材派遣というところでの役割分担のお話かと思いますが、今回の非課税世帯は約7割ぐらいが高齢者世帯の方が対象となってくるものと見込んでおります。前回までの給付事業におきましては原則郵便による返送という形で行ってきたんですけども、窓口に集中してお見えになるということが経緯としてございました。また、最初の大体2か月間ぐらいの間に返送も集中してくるということが想定されますので、この期間を中心に、人材派遣のスタッフがコールセンターの対応ですとかデータの入力を行っていただきまして、会計年度任用職員につきましては専用窓口で対応に当たっていただくということで考えております。

続きまして、システムの改修がどうしても必要なかというところですけども、これま

でと同じように、何回も繰り返しているものではございますが、やっぱり住基システムから該当する年度のデータを引き抜く形で対象者を絞らないといけなくなります。ということで、中のデータを切り替える作業、システム上、引っ張ってくるデータを変えるための修正する作業というのが必要となりますので、そのための業務を委託する必要があるということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この給付金業務というのはかなり現場に負担がかかる業務だというふうに聞いています。今回、会計年度の方とそういったコールセンターの方と、あとは、場合によってはほかの課からの応援体制で、通常業務もやりながらの状態だと思いますので、ほかの課の方が応援をするというようなことをプロジェクトチームみたいな形をつくってしていたこともあったと聞いているんですけども、今回もそのような体制を取るんでしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） お答えいたします。

今回のこの給付金事業ですけれども、あくまでも生活福祉課が中心となりまして業務を進めていただくように考えております。その中でももし必要なことが出てくれば内部で対応についても検討することがあろうかとは考えております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっき7割が高齢者世帯を想定しているということでしたが、残り3割の年代別とか、あるいは母子家庭とか。何か年代別、属性みたいなのが分かれば。というのは、非課税世帯への支給事業ではあるんですが、高齢者よりも、より若い世代のほうが今回、経済的な痛手を受けているんじゃないかなという話を聞いている中で、7割が高齢者と。高齢者の中からは、そんなに影響ないんだけどという、年金生活者でそれほど影響ないんだけどという声も聞く中で、より低所得者層の実態把握を。これは国が決めている内容ではあるものの、その実態的なことを把握した上で、市がより考えないといけない部分があるんじゃないかなと思っていた中で今、7割が高齢者って聞いたので。であれば、低所得者世帯の実相というか、実態を表すような年代別、属性別の数字が分かれば。

○副委員長（八丈一男君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） お答えさせていただきます。

申し訳ないんですけども、現在、今委員がおっしゃられたような年代別の構成ですとか状況については財政課では持ち合わせていないという状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） こういう事業というのは全額国からの負担ということで、何世帯やったかな、1万2,000世帯。だから、これですと3億6,000万円になるんだけど、これに対して、こういう報酬とか旅費とか需用費、役務費、委託料とかこういうやつは大体この3億6,000万に対して、例えば役務費とか委託料は何%以内に収めなさいよというような規定みたいなものがあるんですか。それとも、それはもう見積りをこちらでやっておいて、1万2,000世帯で3億6,000万円かかる、役務費やほかの費用がこのくらいかかるのはもう自由に市のほうで算定して国がオーケーしてくれるのか。いや限度額はこの範囲ですよというふうに決定しているのかどうか。ちょっとその辺の仕組みを教えてくださいませんか。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 国からの交付限度額が示されてございまして、その中で低所得者世帯の事務費分ということで約7.7%、こちらが事務費分として充てられているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） じゃあ、3億6,000万円に対して、これが3億7,700万円やから、1,781万2,000円が大体7.7%以内に。計算すれば出るんでしょうけど、それに入っているということでいいんですね。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） そのとおりでございます。以上です。

○副委員長（八丈一男君） ほかにございませんか。

私からですが、せっかくマイナンバーカードを盛んに導入をしていますよね。それについて、こういう対象者はできる限りしてもらって、そしてシステム構築とかそういう費用がないように自動的に振り込めるようなことをされれば、この1,700万円の経費とかいうのも削減できるんじゃないかというふうに思いますが、いかがですかね。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） 今後、国の状況等ございますでしょうから、その辺りの状況を把握しまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） よろしくをお願いします。

それでは次、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について御質問を受けます。御質問のある方は挙手願います。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この算出の根拠と、あと、支給日、支給時期はいつからか教えてもらえたらと思います。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 算出の根拠につきましては、まず、ひとり親世帯につきまして、基本的には令和5年3月分の児童扶養手当受給者が対象となるものでございます。プッシュ型で通知をいたしますので、5月25日支給を目指しているところでございます。

続いて、ひとり親世帯以外の世帯でございます。基本的には令和4年度の同事業の受給者を対象とするもので、同じくプッシュ型で通知をいたしますので、5月25日支給を目指しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、児童って書いてあるんですけども、対象年齢は。子どもの対象年齢、子育て世帯の子の対象年齢は何歳か、ちょっと確認させていただきます。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 対象年齢につきましては、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、また、障害児の場合は20歳未満の数で算定するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） それでは次に参ります。学校給食物価高騰対策事業について御質問のある方お願いします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これはもう値上げが実際起こっている分の差額を助成するという
ことだったんですけど、これは皆さんへの周知は学校からお子さんを通してという感じで
すか。確認です。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 教育委員会を通じて、学校から各保護者のほうに通知をする
予定でございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これは今回限りになろうかと思うんですけど、今後またこういう
ふうな……。今回だけですよね、これはですね。またずっと上がっていくとは思いますが、
上がったときはどうするか分からないですよね。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まずは現状を踏まえての時限的な措置として考えております。
今後の見込みにつきましては、国の状況等を把握しながら、今の現段階では何とも申し上げ
られないところでございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどの説明で、確認ですけれども、保護者には教育委員会を
通して通知ということですが、最終的にはこの補助金5,522万円はどのように。どこに補
助を、助成するという、行き先ですね、それをもう1回説明していただけますか。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの助成金につきましては、市の学校給食会へ助成をす
るものになります。学校給食会につきましては、実際学校から集めた給食費を基に、いわ
ゆる副食費、おかずの食材費を購入することになりますので、食材費を購入するに当たっ
て、行く行くは保護者に対する負担軽減につながるものになります。食材費については業
者に支払うことになりますので、そちらに影響が及ぶものでございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、この助成事業は特定の事業者に偏ることなく、全ての食材費を統括している学校給食会に助成するというので、結果として保護者の負担が、小学校で500円、中学校で600円の軽減になるという説明を保護者にされるわけですね。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） そのとおりでございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） それでは、ないようですから、次、温泉施設等物価高騰対策事業について、質問のある方は挙手願います。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） このA4のやつの3行目に、二日市温泉事業協同組合と書いてあって、それは分かるんですけど、その他の温泉施設というのはどこなのかということと、それともう一つは、これ、温泉施設、組合にボイラー・ポンプ稼働費の高騰分を書いてあるけど、ほかにも商工業者もやっぱり苦しいことがあるんだろうと思うんですよね。だけん、そちらのほうの支援は考えなかったのかというのをちょっとお伺いします。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず1点目の、その他の温泉施設は4施設でございます。こちらは、天拝の郷、アイビーホテル、アマンディ、筑紫の湯の4施設でございます。

続いて2点目の、この事業を温泉施設に絞った理由ということでございますが、まず、国が示す交付金の事業者支援のメニューの中にも公衆浴場等に対する支援というものが示されております。それとともに、温泉施設については、原油・ガス価格の高騰に伴い厳しい状況下にあるためでございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 鹿島委員、いいですか。

○委員（鹿島康生君） はい。

○副委員長（八丈一男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この物価高騰対策事業は、国ではLPガスも対象となっていたんですけども、今回この事業の中に入ってなかったのので何で入っていないのかなと思ったんで

すが、何か理由があるんでしょうか。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） L P ガスにつきましては、県の支援の動向等がございますので、その動向等を見ながら必要に応じて適切な時期に提案させていただこうと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、国から推奨メニューが様々出てきている中で、今回市が取り組む、地方交付金の中でやる分として、学校給食課と商工観光課だけがメニューとして、市独自の取組として上がってきているんですけど、これは市全体でどのような情報の流し方をして、各課からこれに取り組んだらどうかという提案のようなものを拾い上げていったのかという、その過程をちょっと説明していただきたい。もうちょっとやったら、この二つだけではなく何かあったんじゃないかなろうかなって。さっき言われたように市内の業者は様々ある中で、なぜこの二つだけだったのかというふうな説明なのかなと思うんですけど。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、市の各所管のほうに照会をかけまして、それぞれどういった事業ができるのかということは調査をしているところでございます。その中で、まず事業化が速やかにできるもの、それから、早急に支援を行わなければならないもの、こちらを抽出したものがこの2事業でございます。そのほか、国県の動向を見据えつつ、さらに対策を講じなければならないものについては、またこれから追って提案させていただく予定にしております。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） もともとこの二日市温泉事業協同組合、施設が非常に老朽化して、もう自分たちは維持できんから何とか市に受け取ってくれんやろうかというような話が昔からあったんですけど、そういう話は横に置いておいて、こういう高騰分だけを補助するということでしょうけど、そういう話がまたぶり返しているというようなことはありませんか。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 財政のほうではそういった話は聞いてないところでございます。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この四つの案件ですけども、5月1日の臨時会にわざわざこれを上げたということは、非常に急ぐからこの4点を上げたのか。先ほど一つは児童福祉の分で、これは5月25日に支給する予定ですよということだったから、5月1日にやっぱり臨時会開いてでもこれを通しとかんと。たまたま選挙が重なったからこういう形になってきとるけども、通常だつて議会するときには、急ぐんで臨時議会を開催してくれという要請が議会のほうにあるんですけど、ほかの案件もこれと同じような形で、急いでるからこれを臨時議会に上げたということでしょうか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○副委員長（八丈一男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、上の2点でございます。例えば子育て世帯への支援については国のスケジュールに5月中での支給というところがありますので、臨時会のほうで提案させていただいております。そのほかのメニューにつきましては既に事業があらかじめ提案できるものについて順次上げていっているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） じゃあ、急いでいるからということで。この3件もここの臨時会でしたんだけど、いやこれは支給が7月とか8月とか、ずっと後にずれますよということはないという認識でいいんですね。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 支給時期については、この時期でということでございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 念のためだけど、予算だけ通したけど実際実施するのが非常に遅れているとかということがないようにしておいてくださいよね。せっかく臨時会を開いて承認したことが、これはもう次の議会でも次の議会でも通せばよかったんじゃないかというようなことが起きないように。ちょっと念のために申しつけておきます。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 支援対象の方々については、できるだけ速やかに支給ができ

るよう対応してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 高原議員。

○議長（高原良視君） お伺いしますが、1番、2番は国の分ということで、3、4番は独自の分ということで、これは金額的に県から割り当てられたとか、上限はこれ以内ですよとか、そういうものはあるんですかね。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 国から推奨事業メニューということで割当てをいただいている分がございます。具体的に金額を申し上げますと、約2億6,700万円でございます。

以上です。

○副委員長（八丈一男君） 高原議員。

○議長（高原良視君） 推奨メニューは基本的なやつで、真正面から見たらそれだけかもしれない。横から見たり後ろから見たりするといろんな解釈もあって、この今の現状の中で、経済の状況の中で、10万市民の方がものすごく困ってある。じゃあ、市民のために各課から、先ほどから出ている、各課から上がってくる分がなかったとか、そういうもの自体が説明責任ができないですよ、10万市民の方に。だから、私が言ったのは、県から筑紫野市はこれだけよとかそういうものがあって、これで頭打ちなのか、執行部がしっかり努力すれば、今の6,600万が倍になったり3倍になったり、そういう事業ができるのかどうかということで、筑紫地区含めてどういう状況なのか。そういうものも併せて説明願いたいと思います。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 国からの交付金の限度額がございますが、こちらにつきましては自治体の人口、それから財政力、そういったものを基礎として算定されているものでございます。こちらの金額については有効に活用できるよう、市のほうでも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 高原議員、いいですか。

○議長（高原良視君） いや、まだ残っとろう、回答が。筑紫地区は。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 失礼しました。筑紫地区につきましても、人口、財政力等を

加味した形で同様に、それに応じた金額ということで出されているところでございます。

○副委員長（八丈一男君） 高原議員。

○議長（高原良視君） きれいなお言葉の回答でしたが、やはりその中で言えないところがあるのかもしれません。でも、市長をはじめとする執行部が10万市民のために、国が一定、人口でこれだけこれだけこれだけって言われた。県からも筑紫野市は人口があれだからこのくらいって。実際そうじゃないでしょう。どれだけこの経済について、新しく平井市長が誕生されてもう何か月かなりますが、それだけの県に対して国に対しての働きかけというか、そういうものを強くされたのかどうか。もしもされてないならば、今後強く働きかけを含めてしていただきたいというふうに思います。

○副委員長（八丈一男君） 嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 貴重な御意見ありがとうございます。筑紫地区等々、先ほど申したように国費の算定率が決まっております。筑紫野市と同規模の金額と、筑紫野市よりも多少少ない自治体もございます。メニューにつきましても、そこそこの独自のメニューで検討されているという段階でございます。筑紫野市と同様な形の事業をやっている筑紫地区の自治体もございますし、まだ提案されておりませんので今詳しいことはちょっとこちらも把握はしておりませんが、似たような事業内容というところもございます。

今後そういったことで、こういった支援策がございましたら、国のほう、まずは市民全体に行き渡るような事業をですね、県も含めて。県の動向等もありますけれども、今回はこの推奨メニュー2項目ということでございましたが、先ほど申し上げた県の動向によってはまた増える可能性もございます。そういったところも加味しながら、今後もよりよい施策が展開できるように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 高原議員が言われた、県、国にしっかりと働きかけをしているのかということについてはいかがですかね。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 現状働きかけということは行っていないというふうには思っておりますけれども、今後同じような事業がありましたら、そういった形で、県等を通じて意見を申し述べる機会ございましたら、しっかり述べてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかに、1から4でこれは聞き忘れたということがあれば質

疑を受けます。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） ちょっと執行部から訂正をさせていただきたいと思います。

1点目の住民税非課税世帯の給付金につきまして、事務費の割合を執行部では7.7%と答弁をさせていただきましたが、正しくは1世帯当たり2,500円が事務費の割合となります。

大変申し訳ございませんでした。以上、訂正をよろしく願います。

○副委員長（八丈一男君） 1世帯2,500円ということは、1万2,000世帯を掛けると、今1,800万ぐらいになっていますけども、それに入るといことでよろしいですか、理解は。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（八丈一男君） ほかにないですか。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 全体を通じてですけど、今、高原議長が非常にやっぱり市民のことを心配してあって、執行部の動向等、しっかり動くようにという言葉だろうと思うんですが、そういうのも含めて、非常に今、何度も言いますけど10万市民が苦勞しとると。その中で、今後の支援というのを執行部がどのように考えておられるかというのを最後にちょっと聞きたいと思います。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 市を取り巻く環境、それから物価状況、国県の動向を見ながら、必要に応じて適切な時期に提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） 今の最後に言われたことと、先に私が質問したときに答えられた、今回の推奨メニューのことを尋ねたときに、事業化しやすいもの、すぐに取り組めるものから取り組んだということで、さらに対策が必要なものは今後検討すると言われた中には、これは自費を使って。これまでもあったと思うんです、市の財源を使って対策を取ったこともあった中での話なんですけど、さらに対策が必要なものは自主財源を使ってでも検討するというふうに捉えとっていいのかどうか。今の鹿島委員の質問に対してもですね、考えとっていいのかどうか。

○副委員長（八丈一男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 現時点にございましては国の制度上対象とならないものは考えていないところでございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） いいですか。

○委員（辻本美恵子君） はい。

○副委員長（八丈一男君） 最後に1点ですが、今農業者は肥料が倍になって非常に困っているということを聞いたんですけれども、それについて何もその所管課からそういう支援をしようというような意見は上がってこなかったんですかね。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） これまでも過去にコロナの事業で農業者に対する支援等をやってきたと思われませんが、現時点については財政サイドのほうにはそういったものは上がってきてない状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（八丈一男君） 分かりました。

以上で質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第38号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第38号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定補正予算（第1号）についての件を原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八丈一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

————— ・ —————
閉会 午前11時26分